

特定非営利活動法人活木活木(いきいき)森ネットワーク

設 立 趣 旨 書

I 趣 旨

1 (現状や背景)

人工林資源の適切な利用は、地球温暖化の防止や循環型社会の構築の観点からも重要です。人工林資源は、成長した樹木を伐採し、その跡地に植栽することを繰り返すことにより将来に渡り、継続的に再生産が可能となる循環型資源です。しかしながら、我が国においては、人工林の蓄積が増加し、利用可能な人工林資源が充実しつつある一方、国民一人当たりの国産材使用量は減少しており、充実しつつある国内資源が十分に利用されていない状況で、その結果森林の約4割を占める人工林の中には、手入れの行き届かないものが増えています。

2 (その問題点)

手入れの行き届かない森林は、水を蓄えて土を保つなどの森林の公益的機能が衰え、土砂崩れや洪水の原因ともなります。また、地球温暖化防止のための二酸化炭素を吸収する機能の低下も懸念されます。

3 (望ましい姿)

二酸化炭素を活発に吸収する働きをはじめとする森林の公益的機能を高度に発揮させるためには、元気な森林を育てることが重要であり、植える、育てる、収穫する、上手に使うという森林の循環をつくることが求められています。

4 (今後の取り組み)

二酸化炭素を吸収する元気な森林づくりのためには国産材利用が大切であることの呼びかけ、市民・児童が木に対する親しみや木の文化への理解を深め、材料としての木材の良さやその利用の意義を学ぶ「木育」ともいべき木材利用に関する教育活動、国産材の利用拡大に資するための木製品の企画・開発・普及、木材の生産・加工・流通・森林資源等にかかわる価格・需給・流通システム等の調査・分析・情報提供・アドバイス等を行います。

そのため、ボランティアとして木材利用を通じて地球温暖化防止に取り組もうとする市民、学識者、木材の生産流通に係わる者及び木工業者等による NPO 法人を立ち上げようとするものです。

5 (NPO 法人格取得の理由)

これらの事業を非営利法人として継続的に進めるには、社会的信用が不可欠であり、一般庶民に対する説明責任と透明性をより充実させるため特定非営利法人としての法人格を取得することが必要と思慮したものです。

II 申請に至るまでの経過

平成 20 年 7 月 28 日 18 時 15 分より 発起人会を開き、設立の趣旨、定款、平成 20 年度及び平成 21 年度の事業計画及び収支予算、設立当初の役員などについての案を審議しました。

平成 20 年 7 月 30 日 18 時 15 分より 設立総会を開き、発起人より設立の趣旨、定款、平成 20 年度及び平成 21 年度の事業計画及び収支予算、設立当初の役員などを提案し、審議の上決定いたしました。

平成 20 年 7 月 30 日
設立代表者 遠藤日雄